

は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給與の内拂とみ

昭和二十三年七月十四日印刷

昭和二十三年七月十五日發行

参議院事務局

印刷者 印刷局

第四部

第二回 参議院司法委員会會議錄第二十一号

昭和二十三年五月五日(水曜日)

本日の會議に付した事件

○裁判官の報酬等に関する法律案(内閣送付)

○檢察官の俸給等に関する法律案(内閣送付)

午前十一時二十分開會

○委員長(伊藤修善) これより委員会を開會いたします。本日は裁判官の報酬等に関する法律案、檢察官の俸給等に関する法律案、両案を一括して議題に供します。先ず便宜上政府委員の各條に対する簡明な御説明を伺います。

○政府委員(岡崎龍一) 裁判官の報酬等に関する法律案につきまして、簡単に逐條御説明を申し上げます。

第一條、裁判官の受ける報酬その他の給與については、この法律の定めるところによる。この第一條につきましては、別段申上げることとさせていただきます。裁判官の受ける報酬その他の給與がこの法律の定めるところによつて支給せられるのだということを示したわけでございます。第二條、裁判官の報酬月額、別表による。これも別段申上げることとさせていただきます。第三條、各判事、各判事補及び各簡易裁判所判事の受ける別表の報酬の号は、最高裁判所がこれを定める。これは、一應裁判官の報酬額は別表によつて定まつておるのでございますが、具体的に個々の判事の俸給を定めますにつきまして何号の報酬を與えるかということ、最高裁判所がこれを定めるのであると

いうことを示したのでございます。

第四條、裁判官の報酬は、発令の日から、これを支給する。但し、裁判官としての地位を失つた者が、即日裁判官に任ぜられたときは、発令の日の翌日から報酬を支給する。

裁判官の報酬が増額された場合には、増額された日からあらたな額の報酬を支給する。これも別段申上げることではないと思ひます。

第五條、裁判官が死亡し、又はその地位を失つたときは、その日まで、報酬を支給する。これも別に申上げることとさせていただきます。裁判官が死亡したとき、或いは地位を失つたときは、その日までの報酬を支給するといふのであります。

第六條、裁判官の報酬は、毎月、最高裁判所の定める時期に、これを支給する。但し、前條の場合においては、その際、これを支給する。裁判官の報酬は、最高裁判所が定めます期日におきまして、その月分の報酬を支給するのであると、これが原則でございます。ただ前條の第五條に定めまして、死にたり、或いは裁判官の地位を失つたといふときには、その際にこれを支給するのであるといふことを定めたのでございます。

第七條、第四條又は第五條の規定により報酬を支給する場合においては、その報酬の額は、報酬月額の二十五分の一をもつて報酬日額とし、日割によつてこれを計算する。但し、その額が報酬月額を超えるときは、これを

報酬月額にとどめるものとする。これは第四條、第五條の場合によりましてその月の報酬を定めるといたします。その日割の計算をいたさなければならぬわけなので、その日割の案額をどう定めるかと申しますと、これは報酬月額の二十五分の一を以てその報酬日額と定めるのだということを定めておるのでございます。そうしてその計算がその報酬月額を超えるという場合には、これは計算上必要なことになりまして、その月の報酬金額とするという趣旨でございます。こういう計算方法は、國家公務員法による場合、それから内閣總理大臣その他の報酬につきましても、大体こういう基準によつて計算されるということになつておることに承わつております。

第八條、裁判官の退官手当は、一般官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところにより、これを支給する。但し、彈劾裁判所の罷免の裁判に因る退官の場合には、これを支給しない。これは別段申上げる必要はないと思ひます。

第九條、報酬及び退官手当以外の給與は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、國務大臣の例に準じ、その他の裁判官には、一般官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。但し、労働基準法の施行に伴う政府職員に係る給與の應急措置に関する法律(昭和二十二年法律第六十七号)による超過勤務手当は、これを支給しない。

い。第九條におきまして、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、報酬及び退官手当以外の給與と申しますと、勤務地手当が考えられますが、これは國務大臣の例に準じて支給するのである。それからその他の裁判官に對しましては、一般官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによつて手当を支給する。但し、いわゆる長官勤務手当は、これを支給しないのであるといふことを規定しておるわけでございます。それで、最高裁判所長官は内閣總理大臣と同額の俸給を受けるようになっておりましたし、又恐らく遠からず國會に提出になります政府の法律案によりますと、この新法律案によりまして、最高裁判所長官は内閣總理大臣と同額の俸給を受けることになると思ひます。最高裁判所の判事は國務大臣と同額の俸給を受けることになるかと考へております。高等裁判所長官は、認証官でもございまして、これは國務大臣に準じます。以上申上げました裁判官につきましては國務大臣の例に準じた給與を支給するので、相當と考へますので、第九條のうな定めをいたしましたわけでございます。

その他の裁判官につきましては、これはやがて國家の官更でございまして、これは手当その他の給與につきまして、官更の例に準ずるのが適當と考へまして、こういう規定を設けたものでございまして、ただ超過勤務手当につきましては、これは國務大臣はもとより支給を受けないことになつてと思ひますし、

又一般の裁判官につきましては、これは一般官吏の本俸の規程が、この別表に定められております裁判官の給與と報酬に比較いたしまして、相當開きがございまして、その点も考へまして、むしろ超過勤務手当を支給しないのが、一般官吏との均衡上適當であらうと考へられまして、超過勤務手当はこれを支給しないといふふうに定めたわけでございます。

第十條、生計費及び一般資金事情の著しい変動により、一般の官吏について、政府がその俸給その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給するときは、最高裁判所は、裁判官について、一般の官吏の例に準じて、報酬その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給することができ。これは生計費とかその外一般資金事情がインフレーションの甚だしい進行、その外經濟事情の著しい変動によりまして實質上の報酬その他の給與が甚だしく制定當時の状態に比較いたしまして減額されたといふことになりまして、官吏といふ生活もいたしかねることとございまして、政府が便宜でいふ場合に應急措置をいたしまして、政令を以てそのインフレーションに、インフレーションが主な原因であらうかと思ひますが、給與の額を変更するといふふうなことがあり得るということも全然予想されないうございまして、仮にそういうふうな措置が政府において執り行われますならば裁判官の

報酬その他の給與につきましても、應急緊急にその措置を執ることが必要でありますので、その場合には、最高裁判所が一般官吏の例に準じて、報酬その他の給與の額を増加し得るのであるという非常特別の場合の措置をなし得ることを認めなければなりません。

第十一條、裁判官の報酬その他の給與に関する細則は、最高裁判所がこれを定める。で、一條から申しますとこの法律によりまして、例えば第三條その外第六條、第八條それから、或いは第九條で、最高裁判所がこの報酬その他の給與の支給に關してその施行に關する細かい規定を置く必要がありま

第十二條、この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、報酬その他の給與（旅費を除く。以下これに同じ。）の額に關する規定は、昭和二十三年一月一日に遡及して、これを適用する。

2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された報酬その他の給與は、前項但書の規定により支給されるべき報酬その他の給與の内拂とみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。十二條の第一項の本文は別に申上げることもござい

す。それから二項の方は本法施行まで支給された報酬その他の給與は、但書の適用につきましては、報酬その他の給與の内拂とみなすようにいたしまして、その超えた金額につきましては、先日もございまして、所得税法の適用については、同法の第三十八條第一項第五号の給與とみなすということを定めたわけでございまして、所得税法の關係は資料として所得税法の抜萃したものをお配りしておりますが第五号と申しますのは、賞與の性質を有する給與というふうに所得税の上で取扱つたわけでございまして。

第十三條、判事を兼ねる簡易裁判所判事の報酬月額は、当分の間、判事の報酬月額による。これは判事でありまして、同時に簡易裁判所判事を兼ねておる判事がございまして、その判事も報酬は判事の報酬の月額によるのである。簡易裁判所判事の報酬によりまして、判事の報酬によるのであるという

第十四條、裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律（昭和二十二年法律第六十五号）は、これを廢止する。但し、司法修習生の受ける給與については、なお従前の例による。これは本月の五月二日を以て効力を失いました裁判官の報酬等の應急的措置に關する法律に關する規定を設けたのでござい

現在すでに失効しておりますが、この條文は多少表現を変えなければならぬかと考へます。司法修習生における給與につきましては、この應急的措

置が失効いたしましたも尙効力を有するようにならなければならぬ。尙司法修習生の受ける給與につきましては、政府といたしまして新しい法律案を研究いたしております。これも速かに將來國會に提案いたすことにならざるやと考へております。簡單でございまして、これを以て裁判官の報酬等に關する法律案の説明を終ります。次に、檢察官の俸給等に關する法律案を簡單に逐條御説明申し上げます。

第一條、檢察官の給與に關しては、檢察廳法及びこの法律に定めるものを除くの外、檢察總長、次長檢察及び檢察長に關しては、國務大臣の例によりその他の檢察官については、一般官吏の例による。但し、労働基準法等の施行に伴う政府職員に關する應急措置に關する法律（昭和二十二年法律第六十七号）による超過勤務手当は、これを支給しない。これは先程裁判官の報酬等に關する法律で説明いたしました關係と大体同様でございまして

第二條は別段申上げることはございせん。

第三條、法務總裁は、各檢察及び各副檢察の別表により受けるべき俸給の号俸を、職務と責任に應じ、更に勤務成績を考慮し、且つ初任級、昇級その他

檢察及び副檢察の受けるべき俸給の号俸の決定に關する準則に従つて、これを決定する。

2 前項に規定する準則は法務總裁が大藏大臣と協議して、これを定める。これは一應檢察官の俸給は別表で定まつたわけでございまして、初任級それから昇給、それをどういう準則によつて定めるかと申しますと、これは法務總裁が大藏大臣と協議して、その準則を定める。その準則によりまして個々の檢察官の初任給、それから昇給を決定いたすということ

第四條、檢察廳法第二十四條の規定により欠位を待つことを命ぜられた檢察官には、引きつづき扶養手当及び勤務地手当を支給する。これは檢察廳法の二十四條によりまして、檢察長、檢察又は副檢察が檢察廳の廢止その他の事由により欠位となつたときは、司法大臣が「その檢察長、檢察又は副檢察に俸給の半額を支給して欠位を待たせることができる。」という規定があり

第五條、この法律は、公布の日からこれを施行する。これは別に申上げることはございせん。

第六條、この法律の規定による俸給その他の給與（旅費を除く。）は、昭和二十三年一月一日に遡及してこれを支給する。

2 昭和二十三年一月一日以後すでに支給された俸給その他の給與は、前項の規定により支給されるべき俸給その他の給與の内拂とみなし、これを超える額（退職手当及び死亡賜金にかかる部分の金額を除く。）は、所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の適用については、同法第三十八條第一項第五号の給與とみなす。これは裁判官の報酬に關する法律の部で説明いたしましたところと同様でございまして。

第七條、檢察官の俸給等の應急的措置に關する法律（昭和二十二年法律第六十六号）は、これを廢止する。これも、本法を提案いたしましたのは、まだこの法律が効力を生じておりました時でありまして、こういう規定を設けた次第でございまして、これは適当に修正されなければならないかと思ひます。

第八條、この法律の規定は、國家公務員法の如何なる條項をも廢止し、若しくは修正し、又はこれに代わるものではない。これは遠からず國家公務員法が施行されますので、その施行に

伴ひまして、この法律の規定が修正され、職手当は一般官吏の例に準ずるといふ

けか、こういう御質問であります。それから、この法律の問題にやはり關連ふうになります。これによつて政府

ではない。これは遠からず國家公務員法が施行せられますので、その施行に

それから裁判官の報酬等に関する法律案に對しまして、これの第五條で「が、一裁判官が死亡し、又はその地位を失つたときは、その日まで報酬を支給する」ということなんですが、死亡するということには、職に殉ずる場合の死亡と、病氣で死んで行く場合と大別して二種類ありますが、職に殉じた場合はどういう工合にこれをするかというのを、ここに明記する必要がありますかと思ひますが、これに對しまする政府委員の御答弁をお願いいたします。

まして、檢察官に対する待遇の引上げのためにここに皆さんに御審議を受けたいというので、ここに法律を提出いたしましたようなわけでございまして、檢察官の地位に顧みまして檢察官の地位を高めると同時に、又報酬を高めると同時に、他面檢察官に一層の努力をして頂きたいという趣旨からここに超過勤務手当は一つ取除いて置きたいといふ趣旨からここに規定されている次第であります。

尙又裁判官の殉職につきまして特別

大凡どのくらいでありましょうかと。い
うと三千六百億圓くらいの所得額にな
つております。一反當り四千円平均で
すから、それに全日本の農地を掛け
すと三千六百億圓の所得額になります
。こうした大きな財源があります
。そして裁判官に對しまして一年間
退官した者に米英式に支出をしまして
も、びくともしないところの財政を考
つておるといふ事實から、是非退官
米英式に優遇をして貰いたいという
ことを本員は極めて熱心に主張する者

大體間違いないと思つております。の財源から割出してしましても、超過勤務の手当も或いは退職手当も十分でできると思つております。

○齋武雄君 裁判官の報酬の、第十條について御質問申上げます。生計費及び一般資金事情の著しい変動を來かす。そういう場合に最高裁判所が自由に裁判官の給與について、決めることができます。こういう規定であります。そういうふうになると、國家の財政について、ちつとも關係なく、この條

すが、特別任用の簡易裁判所が高くて判事補が安い。これは何か理由があるのでしょうか。ちよつとお聴きたいなす。

○政府委員(岡咲惣一君) 簡易裁判所の判事は廣く人材を求めまして、各方面から適當な人であればお迎えするといふ建前になっておりますし、その停年の關係を考えまして、停年が七十七年でございまして、判事補及び判事はこれは停年は六十五年でございまして、判事を辞めた後も、その人の希望

お認めになれば、簡易裁判所の判事に指名せられまして、内閣においてこれを任命するということもあり得るわけでございますので、一号に非常に高い金額の報酬を定めたわけでございませう。それに対比いたしまして、判事補は司法官の修習生として、修習を終りました者が任用をされましてむしろ正式の判事になるまでの段階として、判事を輔佐しながら、判事の指導によりながらみずから裁判官としての修練を積むというふうな立場に置かれておりますので、これはむしろ判事になる卵と考えられますので、一号を八千円にいたしても決して不適当ではないであろうと考えられるわけでございます。

○星野芳樹 政務次官に伺います。検事の増補する理由は、裁判官に準ずる仕事をしておるということでありまして、更にそれに対して準じておる仕事をしておる者に、裁判所の事務官として検察事務官というものがあつたが、これは行政官ですから、特に優待するということとは官吏の俸給体系を素すことになりまして、實際上司法に關係する仕事をしておいて、他の事務官と違つて司法關係の、法律關係の勉強もしなければならぬと思つて、ところが現在の待遇ではその余裕がない。而も裁判所、検察廳の事情は、こういう人達の能力が不足するために、人員が不足でなくて、能力が不足するために、非常に裁判の滞滞を來しておる。これをなんとか研究費とかそういうような名目でやろうという御意思はないでしょうか。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

それから第三條に「報酬の号は、最高裁判所がこれを定める」ということになつておるようでありまして、最高裁判所はどうか、合議制というふうなものでやられるのかどうか。そういうような手続について承りたいと思ふ。それから檢察官の報酬等に関する法律案、この方には裁判官の方の第十條に四款するやうな條文はないやうであります。やはりこの方にもそういうやうな必要があるのではないかと、このことを考へるのですが、それらの点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

それから第三條に「報酬の号は、最高裁判所がこれを定める」ということになつておるようでありまして、最高裁判所はどうか、合議制というふうなものでやられるのかどうか。そういうような手続について承りたいと思ふ。それから檢察官の報酬等に関する法律案、この方には裁判官の方の第十條に四款するやうな條文はないやうであります。やはりこの方にもそういうやうな必要があるのではないかと、このことを考へるのですが、それらの点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

それから第三條に「報酬の号は、最高裁判所がこれを定める」ということになつておるようでありまして、最高裁判所はどうか、合議制というふうなものでやられるのかどうか。そういうような手続について承りたいと思ふ。それから檢察官の報酬等に関する法律案、この方には裁判官の方の第十條に四款するやうな條文はないやうであります。やはりこの方にもそういうやうな必要があるのではないかと、このことを考へるのですが、それらの点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

それから第三條に「報酬の号は、最高裁判所がこれを定める」ということになつておるようでありまして、最高裁判所はどうか、合議制というふうなものでやられるのかどうか。そういうような手続について承りたいと思ふ。それから檢察官の報酬等に関する法律案、この方には裁判官の方の第十條に四款するやうな條文はないやうであります。やはりこの方にもそういうやうな必要があるのではないかと、このことを考へるのですが、それらの点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

それから第三條に「報酬の号は、最高裁判所がこれを定める」ということになつておるようでありまして、最高裁判所はどうか、合議制というふうなものでやられるのかどうか。そういうような手続について承りたいと思ふ。それから檢察官の報酬等に関する法律案、この方には裁判官の方の第十條に四款するやうな條文はないやうであります。やはりこの方にもそういうやうな必要があるのではないかと、このことを考へるのですが、それらの点について御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(松本義雄) 只今御質問になりました檢察事務官その他司法關係の事務官の待遇についてはいろいろ考へべき点がございますが、何にしても一般行政官と同じく取扱われておるのであります。これを見合して十分研究して対策を講じなければならぬというふうな考へておる次第でございます。甚だ答弁として十分でございます。せんけれども、いろいろ考へて研究しつつある次第であります。

○前之圖書一郎 裁判官の報酬等に關する法律案の第十條であります。先程御質問がありました。これによりまして、その他の給與の額を増加し、このうなつております。その他の給與を最高裁判所が増加されることは差支ないように考へるのであります。報酬につきましても、こういうふうな法律が出ておるのでありますから、そういう必要があれば、法律によつて改正するということも正しい行き方のように考へるのであります。その点について政府の御所見を承りたいと思ふのであります。

確定案を決定したすに先立ちまして提

という趣旨で「当分の間」という言葉

委員長の方において適宜これを証人形

運用を過るやうなことはないと思ふ

務大臣と同格なるものであるというこ

になりましした檢察事務官その他司法関係の事務官の待遇についてはいろいろ

の事務官に對しては、お答えを申し上げます。この第十條は先程簡単に御説明

ありますので、裁判所においてもそれに準じた取扱を最高裁判所がするとい

は、ないかと存しておりますが、財政法との関係につきましては、なお研究い

いたして置きました関係上、政府におきましては國務大臣の俸給の最後の

確定案を決定いたすに先立ちまして提案いたすようになったことと考えてお

ります。で最高裁判所の長官の二万五万円という金額は、内閣總理大臣の俸

給額を基準としたものでございまして恐らく政府の最後案において

内閣總理大臣の俸給が二万五千円と決定せられ國務大臣が二万円と決定され

ることは先ず大體確定的であるという見通しが付きましたので、この法案を

内閣總理大臣、その他の國務大臣の俸給案と切り離して提出いたしても、非

常な支障、或いは衝突を來たすものではないと考えた次第であらうかと考えて

おります。

○岡部常務 裁判官の報酬等に関する法律案第十三條に「当分の間」云云という文句がありますが、この「当

分」というのはどういう意味になるか又將來はどうなりますか、ちよつとお

伺いたします。私実は想像いたしますのに、これは只今は判事を以て

簡易裁判所の判事を兼任してゐる。併し將來は別々の人間が判事に、その

うち簡易裁判所の判事に任命せられる。それまでの経過的の規定ではない

かと思つております。

○政府委員(岡部常務) 岡部委員のお尋ねに對してお答え申し上げます。十三條の中に「当分の間」という言葉を

という趣旨で「当分の間」という言葉を入れた次第でございます。

○岡部常務 今のお答えによりまして簡易裁判所の判事を速に充實するお

つもりであるということを知取できるものでありますが、さう承知してよろ

しいのでありますか、どうですか。

それからも一つは、仮にさういふにお答えを得ましたとしても

本來兼職の場合には本職の俸給が、報酬が支給せられるのが当然ではないかと考へますが、何故に特別の法條を設

けられたか、その点をお伺いいたした

い。

○政府委員(岡部常務) 岡部委員の御説には全然同感でございますが、兼

官の点につきましては、簡易裁判所の判事が本務でございまして、判事を兼

ねるといふ場合もあるものでござい

ますので、さういたしますと、簡易裁判所の判事が本官でございまして、簡易

裁判所の判事の方の月額というこ

とに、併し將來は別々の人間が判事に、そのうち簡易裁判所の判事に任命せられる。それまでの経過的の規定ではないかと思つております。

○政府委員(岡部常務) 岡部委員のお尋ねに對してお答え申し上げます。十三條の中に「当分の間」という言葉を

委員長の方において適宜これを証人形式で呼ぶということに御異議ありませ

んか。

○委員(伊藤修善) それではさうに取計らわして頂きます。

午後二時二十八分開會

○委員(伊藤修善) それではこれより司法委員會を開會いたします。先ず

昨日中村君の質疑に對する法務總裁の御答弁を伺います。

○國務大臣(鈴木義男) 中村委員の御質問は、若し國會において判事と檢

事との間に差をつけて給與を決定するやうな場合に、檢察廳内に勤務する

かといふやうな御質問の御質問と承わりました。その点については檢察官は

從來の行き掛かり上、裁判官と全く同様に取扱われて來ておるのであります

から、國會においても差別的な待遇を御決定に相成るうとは考へておらない

と思ひますが、併し諸般の事情からどうしても若干の差を附けて御決定に

なるやうなことが起りました。苟くも最高機關の御決定でありますから

それに対して反抗をする、或いはその任を去るとかといふやうなことは万な

らうと信ずるものであります。

○委員(伊藤修善) それから先程の財政法との関係について……

○國務大臣(鈴木義男) 第十條の立法趣旨についての御質問であります

が、これは考へ方によつてはなかつともよろしい規定であります。実は關

係方面の示唆もありまして、こういう規定に相成つたのであります。若干の疑問なしとしないのであります。併し

運用を過るやうなことはないと思ひます。私どもはこのままでよろしいと思ひますが、若し御疑念があり

ますれば、國會の御決定に俟ちたいと考へる次第であります。

○委員(伊藤修善) 第一は、檢察官の俸給等に関する法律案の第一條であります

が、檢察官の給與に關しては、檢察廳法及びこの法律に定めるものを除く

外、檢察總長、次長檢察官及び檢察長については、國務大臣の例により」とあ

ります。又「その他の檢察官については、一般官吏の例による」と。こ

ういふ給與中の最も重要な俸給に關しては、一般官吏よりも遙かに多額の給與をなすことの特例規定を設けるのであ

ります。この場合特にこの第一條に、檢察總長、次長檢察官又は檢察長

これが國務大臣の例による」といふので給與がすべてこの國務大臣の例による

という文字を殊更使わなければならぬ理由はどこにあるか。更に又一般官

吏よりも特別な給與方法の規定を定めんとしたとする第一條の冒頭において、格段なる給與を受けるべき檢察官が、特にこの第一條の冒頭において

一般官吏の例による」といふことになり

ます。然らば、甚だその点がみづから語るに落ちるやうな感じがなきを得ないと思ひます。何故に、この第一條にか

くのこゝに國務大臣の例による」とか、或いは又その他一般官吏の例による

といふやうな文字を、特にここに使わなければならぬ理由があるだらうと思

ひます。この理由はどこにあるの

であるか。或いは又檢察總長、次長檢察官、檢察長等は、いずれも証人官であ

ることによつて、恰かその立場が國

務大臣と同格なるものであるといふこ

との表示であるとするならば、俸給等

に關する規定の中に、さういふことを特に例示するやうな規定を設ける必要

はないと思ひます。この第一條の規定の趣旨といふものが察しにあらぬもの

か、この点が一つ明快にして頂きたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男) 御疑念御尤もであります。実はこの第一條の規定に當りまして、檢察總長、檢察長等の待遇につきましては、國務大臣、内閣

總理大臣、その他の証人官の俸給を決めする法律に從うといふ趣旨であつたのであります。その法律は、只今準備中でありまして、近く議會に提案いたす予定であります。この法律の名前が実はまだ未決定であります。こ

ういふ表現を用いたのであります。正確に言へば、その法律が確定しますと、その法律をここに使へばよろしいわけなのであります。内閣總理大臣及び日本國憲法第七條の規定による証人官の俸給等に関する法律といふものを近く御提案申し上げようと思つておるのであります。それを略し

それから尙私はこの際法務総裁に伺つて置きたいと思ひますことは、本案

類します裁判官の報酬等に関しまする法律の十條の規定によりますると、これが又最高裁判所みずからの手によつて決めますこととなつておる。少くとも給與に関しまする点について、こうした独断専行によりますやうなことが、議會政治に一体ふさわしいことであるかどうか、私共は多分な疑問を持つております。先程の法務總裁の答弁ではどうも了解し難いのであります。が、尙一つ重ねてこの点をもう少し詳細に承わりたいと思ひます。

律の第十條の末項にあります「報酬その他の給與の額を増加し、又は特別の給與を支給することができ。」とありまして、ただ單に報酬を除く以外のものならば別として、報酬自体もこれに入つております。成る程一般官吏の増給等の格段なる事情のできたときにこの準に出るのであるから、極く限定した範圍に過ぎないと御覽になつたかかも知れませんけれども、すでに俸給等に関する單行法を出しますに當つて、明文に規定して、正にその根柢を確定せんといたしまするに當つて、委任命令のようなふうなものをここに書くのはどうであるか、殊にこの報酬

までも含まれておりますのは、如何にも不可解に存するのであります。この点も重ねて一つ御意見を承わりたい。

○國務大臣（鈴木義男君） 御質問御すもであります。檢察官の方の第三條はこれは行政官廳としての建前から言つて一つも無理はないと考えまして、殊に大蔵大臣と協議して定めます以上、又基本的な給與が法律で決まつてお

親心を以て研究して頂きましたならば、裁判官の退職後の待遇をするくらいのは、財源は必ず出て來ると私は思います。裁判官の退官後の年金を來英なみに近い程度にまで支出して頂きたいというのは、裁判の公平を期して頂きたいという見地からでありまして、法務總裁の忌憚のない御意見を拜聴いたしたい

と思うのであります。

○委員長(伊藤修吉) 只今の小川君の質問の第二点は許可してありませんから、答弁の必要なしと認めます。

○國務大臣(鈴木義男君) 先般検事と判事の差を附けると優秀な検事が得られなくなるのであらうということは、仰せの通り非常に私としても心配をいたしております故に、どうか差を附けないようにお願いをいたしたいという考であります。

それから超過勤務の点は誠に御説の通りであります。国会においては是非超過勤務手当を附けろということでありますれば、政府としては異存を申すつもりはないのであります。ただ政府としてこれを提案するにつきましては、他との振合その他も考慮いたしました。相當に優遇して頂くわけでありまして、その上超過勤務手当まで申上げておる次第なのであります。

それから退職後の手当等につきまして十分保障せよ。これは英米等におきます裁判官、検察官等は退職後安んじてその余生を送ることができよう。な退職手当を支給せられておるのであります。これは絶対に必要なことであると信ずるのでありますが、退職後のことはさておいて、在職中の判例事に對しても財源難のためにできるが

これは全裁判事の資格のある者を西置

場合には、一般官吏の俸給の増額をな

につぎまして、待遇に差をつけて、低

さんは減る一方です。法務総裁は減ら

力をして、誠意を以て我が子を愛する

事に対しては財源難のためにできるだ

け節約をしておる現状におきましては
只今退職後のことについて直ちに提案
をするというわけに参りませんが、一
般の官吏の退職後の生活保障とい
うような問題と混同せしめて、日本
の財政が許すようになりましてならば
是非十分に手を盡したい。こういう希
望を持つておることを表明いたして置
きます。

○簡易裁判所の報酬について判
事補と簡易裁判所判事とありますが、
このうち九千円というのがないのであ
ります。八千円から直ぐ一万円になつ
ておるのであります。この九千円をな
くしたということは特に事情でもある
のであります。

○簡易裁判所の報酬(鈴木義男君) これは特別
な事情はありませんが、判事というも
のは今までの判事と違ひまして、今ま
では旧憲法時代には大学を出て試験を
受け、修習を了えておる判事にな
るわけでありまして、今度はそうじゃな
いのであつて、その修習を了えた後判
事補というものになつて、判事として
見習をする。この十年にして初めて判
事という地位に就くのであります。そ
れから外に検事を十年以上し、弁護士
を十年以上した者も判事という地位に
就くのであります。そこで判事という
地位は非常に高い地位、その一番低い
ものと雖も最初に判事補の一番上から
見ると一大飛躍した一万円という報酬
を與える。こういう建前にいたしたの
でありましてこの段階が大きくなつ
ておることはそういう趣旨であります
○簡易裁判所の判事の方も
九千円がないのであります。八千円か
ら直ぐ一万円になつておるのでありま
す。これはどういう意味なのですか。

○簡易裁判所の報酬(鈴木義男君) この方は特
別の理由はないのであります。号俸
をすつと分けて行つて初任は三千五百
円から出発させるということにし、最
高は一万一千円にするということに決
めまして、その間を八号に分配する都
合上、九千円を、こちらでもなかつた
から除いたという形でありまして、こ
れは号俸に分配する都合上から来てお
る。そういうふうにご承知願います。

○委員(伊藤修君) 他に御質問はあ
りませんか。

○松村眞一郎君 裁判官の報酬等に関
する法律案の第十三條の「判事を兼ね
る簡易裁判所の判事」の報酬は、當分
の間、判事の報酬月額による。この制
度は從來にない制度であります。兼任
の俸給を貰うというところは……かく
のごとき例をここに新らし開くので
ありますから、この判事の定員は判事
全体の定員の中に算入する必要があるの
じやないかというのを私は痛感す
る。恐らくこれは判事の方に欠員があ
つて俄かに補充することができないか
ら、簡易裁判所の判事をこの判事
の職を兼ねしめて職を執らせる。こ
ういう趣旨であろうと思ひます。元來判
事の間に兼任制を取るといふことは、
職務の繁閑から申しまして、私はよ
くないと思ひます。すべて専任の制度
で一貫するといふことにいたしません
と……そういう趣旨でありますから
私の申しました意味だろつと考へます
が、それは如何でありますか。

○政府委員(岡田啓一君) 私から便宜
お答へ申し上げます。
現在におきまして判事の定員が非常
に不足いたしておりますので、簡易裁
判所の判事を止むを得ないでお手傳を
願つておるといふ実情にある次第でござ
います。簡易裁判所の判事は、判事
の任用資格のある人が相當任命されて
おりますので、そういう止むを得ない
便法を講ずることができまして、そ
れによつておる次第でございます。
それから先程の御質問、総裁からお
答へ申上げたのであります。簡易裁
判所の判事の号俸、一号は一万一千円
二号一万円でありまして、三号になると
八千円、これは非常に開きができてい
る、おかしくないかという御質問御尤
もであります。この一号、二号は判
事の資格がある者が簡易裁判所の判事
に任命されるということがありますの
で、それを予定いたしましてこういう
号俸ができておる次第でございます。
○松村眞一郎君 それでありますとい
うと私の数えましてと一致せん
と思ひます。判事の定員だけの人がな
いから、便宜簡易裁判所の判事を以て
その職に充てるというのであるならば
定員を超えろという頭はないだらうと
思ひます。判事の定員を超えろするつ
りはないが不足であるが故に補充する
といふことになりまして、かくのご
き兼任を作る場合には、私はこういう
ことが必要だと思ひます。前項の兼任
の判事の員数は判事の定員の中に数え
る。こういう思想でなければならぬの
と思ひます。それで一向差支ないの
であります。そういうと弊害を起しま
す。元來こういう制度はないのです。
今まで官吏制度をすつと長い間やつて
来ております中に、兼任の俸給を貰う
といふことがあるならば、それは違な
のです。むしろこれは逆にされた方が
いい。あなたのような御説明であるな
らば、むしろ判事の方を本官にして、

簡易裁判所の判事を兼ねさせたいとい
ひやないか。今あなたのおつしやつた
のなら、判事に欠員があるのですから
欠員があるならば本官にしたいといひ
です。その人を本官にしておいて、簡
易裁判所の判事を兼ねさせる。そうい
う明文は要らない。今のごとき御趣旨
ならば第十三條は削つていいと思ひま
す。明瞭に削つていい。判事に欠員が
あるといふのですから、欠員があるな
らそれを補充したいといひのです。立派
な判事にしておいて、簡易裁判所の判
事を兼ねさせれば、從來の官吏制度の
弊害はちつとも生じない。かくのご
きことをやつておれば必ず定員外に超
過すると思ひますから、若しこの案を
固執されるならば、今のようない明文を
入れなければ私はいけないと思ひま
す。あなたの言われる御説明であれば
第十三條は要らない。判事を本官にし
ておいて兼ねさせればいいのです。不
必要な規定を置いておるといふことは
これは明瞭なことだと思ひます。今の
御説明であるならば第十三條は削つて
よろしいといふことを私は主張いたし
ます。

○説明員(石田和外君) 今の御疑念に
對して御説明申し上げます。判事の欠員
があるからではないのでございまして、
判事の定員が只今八百二十六名といふ
ことになつております。ところがこれ
を各高等裁判所、地方裁判所の本廳、
その他皆申しました甲号支部というよ
うな方面へこの定員を配置いたしてあ
ります。ところがその外に乙号支部と
申しまして、判事が一人きりしか配置
されない所が、正確な数字はちよつと
記憶いたしません、確か二百七十七
ヶ所ばかり全国にあると思ひます。で
これは全部判事の資格のある者を配置
いたさすといふことになりまして、全
部で定員は千名を超えねばやつて行け
ないであります。ところが遺憾なが
ら定員に関する法律では八百二十六名
といふ數に過ぎませんので、いわゆる
乙号支部へは判事を常置することがで
きないわけでありまして、これでは全
く困るわけでありまして、乙号支部へ
は判事の資格がある者を特に簡易裁判
所判事として配置いたしまして、つま
り簡易裁判所判事の定員配置をいたし
まして、それに判事の資格ある者を配
置してある。それによつて辛うじて裁
判の運用を完うし得ておるのでありま
す。でありますから乙号支部に配置さ
れておる簡易裁判所判事は、本官は簡
易裁判所判事であるけれども、實際は
判事の仕事をしつて貰ふなければ裁判が
運用できないといふ状態でありまして
これは全く判事の定員が八百二十六名
といふことに制限されておるからであ
りまして、これは何として法律を改
正して頂いて、乙号支部へも十分行き
わたる判事の定員を増して頂かなけれ
ばいかんのであります。その定員に
関する法律が改正されない限り、これ
は望めないことでありまして、であり
ますからその実情がよく國會でお分り
になりまして、定員に関する法律が是正
されるまでの間、當分の間こういう取
扱をお願いせんといふこと、大次第で
ございまして。

我々は今審議してゐる。それが正しくないという意味において当分の内というやうな曖昧な言葉を以てせられるといふことは、私はよくないと思ひます。それであるならば逆にしたらいひでしよう。定員を増加して、簡易裁判所の定員を減らしたらいひでしよう。實際に合うやうにしたらいひでしよう。というのが私の希望であります。あなたのようなことを言われるならば、当分の内ということが意味を成さない。法律を無視した場合で、定員の法律が悪いといふことの前提の御説明であるならば、我々の審議権に非常に影響する問題です。はつきりそれは改正案を出したになつたらいひでやないですか。それは同時に研究すべき問題で、殊に判事の俸給を食うのですから、食うといふ以上は定員よりも、實際において予算を食つてしまふ。それならば定員の方を改める方がむしろ正しいのであつて、定員をそのままにして置いて、そして判事の俸給を食うといふことは、あなたの御議論であるならば、判事の定員の全部を充たしても尙必要な議論をしておられる。それならば俸給を食ふことになる。それは予算の審議権を無視した法律をこゝから作ることにあります。予算の審議権といふものと法律の制定権は並行してゐるのでありますから、そういうやうな説明であるならば、尙更第十三條は存置することではできないといふことになり得ます。これは例外的外ありません。それだけ私は意見を申し上げて置きます。

それから第十條であります。これは詳細な御意見も出されておりますが、私はやはり最高裁判所というものがつきまして、或る意味においてこれは立法権の委任と私は考へてよろしいと思ひます。政府においては政令を出すのでしよう。若し政令を出したならば、それは委任立法なんだ。その立法権の方から司法権の方へ委任立法をやるというところは、これは私は初めてのことをするところになりますから、これは非常に慎重に考慮しなければなりません。むしろ第十條の規定は、一般官吏の俸給なり給與なりを増加した場合に裁判官についても同様の考慮を拂わなければならぬといふ政府の態度を示しておるといふことで、私は十分だと思ひます。私は最高裁判所という字は削るべきものと考へます。そして一支給することのできる。というのは一支給する一でよろしい。これは非常に重大な問題でありますから、私は今この案についてもう少し研究したいと思ひます。端的な考へとしてしまつては、そういうことがその筋の示唆によつて必要であるならば、その意思を表明しておけばよろしい。ですから最高裁判所は「一」といふことは書く必要はない。支給するときは特別の給與として支給する。それは法律を出すべきときは法律を出します。それは我々の権限で出すのであるから最高裁判所に委任するといふことは、私は非常に悪例であると思ひます。これは私は承認することはできないから予めお断りいたして置きます。

○丸丸養蠶君 法務総裁が御臨席でありますからこの機会において裁判官、檢察官の定員の増加、これを一つ政府の方では今後歩飛的に、熱心に一つ御研究を願つて、今にして増員するにあつたならば、全くこの治安の維持が崩壊されるのじやないかと私は心配して

おるものであります。恐らくは現在の社会世相から見まして、我々の生命身体に対する脅威といふものは、これ程極端なことではないと思ひます。もう殆んどある意味から申しするならば、國民殆んど皆罪を犯してゐるやうに私は思ひます。而も裁判所、檢察廳の事務といふものは本當に文字通り山積して、見るに忍びない努力を續けております。それにも拘わりませう、すでに國會の第一回以來、一年數ヶ月を経ておりますが、議會において治安に關する問題として特に声を大にして取上げましたことは、極めて少く数件に過ぎないのであります。恐らくは實際以上に國民全体がこの治安の乱れておりますことに對する心配は遠次漸進にも忘れることのできない苦痛をなめておると思ひます。勿論それ／＼保りの方は全く熱心に涙ぐましい努力を續けておられますけれども、今までの定員で以て到底この從來のごとき裁判、檢察の信を繋ぎ得て、そしてこの事務を処理して行くといふことは断じてできないと思ひます。何としても裁判官、檢察官の増員といふことは、これ程私は切實なものではないと思ひます。どうか法務廳におかれまして、又幸い裁判所關係の方も御臨席でありますから、この機会にこれを何を描きましても増員をいたさなければ解決のできないことばかりであります。例えば一裁判所の、高等裁判所の審判事件が千數百件に及んでおりますやうな有様で、名古屋の高等裁判所の審判事件などは高等裁判所だけでも千數百件であります。それが四、五部の裁判官によつて処理されておりますが、一日に一件乃至二件しか処理ができない。いつの

ときにこの事件が一体解決するかといふことを思ひますとき、もうどうしてもこれは増員をするより外途はないのであります。私は國費の節約は勿論私共は何を描いてもしなければならぬと思ひますけれども、恐らくこの裁判、檢察のことだけは社會の現状と睨み合せて、反比例的にその必要に迫られておるのであります。どうか當局の責任を持たれまして、議會においても少しこの治安に對する状況を認識して貰うやうに、政府の努力を私はこの際お願いをし、併せて大増員を一つ断行して貰ふことをお願いいたします。

○松村眞一郎君 私も今丸丸さんの述べられたところに同感をするのであります。若し定員の増加が必要であるならば、又必要であることと思ひますから、それならばその方から正面的の立法をして頂きたい。現に欠員があるのでありますから、欠員の補充の方が先決問題であります。欠員を派山存在さして置かぬが、定員が足りないといふことは私は矛盾しておると思ひます。先ずこれを補充したけれども、足りないから定員の増加があるべき筈なんであります。そこでどういふやうな待遇をよくしたならば自然定員も増して来るであらうでしょう。といふことを我々は期待しておる。そういうわけでありますから、定員を増す必要があるならば、御検討されて提案される必要がありまますから、欠員を持ちながら増員といふことは私はおかしいと思ひます。そういう意味におきまして先程申しました十三條は甚だ意味を成さんといふことを申し上げて置きます。

それから法務總裁に何うのであります。檢察官の第一條の、これは前か

らもやはり質問があつたのであります。が、大長檢察及び檢察長といふものを國務大臣の例によつてといふことは私はよくないと思ひます。認証官といふことを申されまされども、元來國務大臣といふことは、これは憲法で書いてあることなんです。それをただ、私の言葉が少し過ぎるかも知れませんが、それを整々しく／＼なところに、この例によりといふところに國務大臣を引つ張り出されることは、私は余りよくないと思ひます。元來檢察總長と雖も國務大臣の例によつてといふことは私はおかしいと思ひます。檢察總長は國務大臣より下なんであります。こういうことになりましたと總裁はどういうことになりましたか、總裁の下で總裁の命令を受けることの檢察總長が國務大臣の例によつてといふことは私はおかしいと思ひます。理論上一般官吏の例によつてよろしい。全部が……それは私が今申しました裁判官の方の第十條には一般官吏の例によつてといふことが書いてあります。この中には最高裁判所の長官も入つておる。何ら不思議がない。一般官吏の例によつてよろしい。この場合も檢察總長はすでにこの別表によつて國務大臣と同じことになつておるんだから、自然國務大臣の例によつて出て来るわけなんです。こういうところに檢察總長は國務大臣の例によりといふ字を加えられ

ることそれ自身が私は適當でないと思ひます。余り檢察官の地位を重要視するといふことのために、いろ／＼な感じを與えるやうなことの明文は、私は喜ばない。檢察官それ自身が重要なこととは私はよく大切に考へております。いろ／＼總裁は準司法官的地位とい

うやうなことを言われた。これは準司法官の地位である。クアジ・ジュ

本法の方がまだできないときに立案して……。裁判官と檢察官の欠員問題

保証ができぬから、それができた時

きまして、或る意味においてこれは立
場を占めるにやないかと私は心配して
乃至二件しか処理ができない。いつの
それが、檢察官の第一條の、これは前か
と私はよく大切に考へておられます。
いろ／＼總裁は準司法官的地位とい

うようなことを言われた。これは準司
法官的という意味が明瞭でありませ
んから、昨日証人にも伺つたのです
が、準というのには、その法律上の
根拠はどこにあるか。その法律上の
根拠がないという言葉を若し使われ
るならば、法務總裁それ自身が法務
法案説明のとき申されたごとく、總裁
の方がそれはアトリー・ゼネラルで
ある。若し言葉にするならば、準弁護
士なんです。檢察官は準弁護士であ
つて、準司法官ではありません。私は
そういうふうに信じておる。そういう
けでありますから、そういう法律上
ない言葉を使つてゐる／＼なことを
言つて法律の説明をされることは、私
は賛成しない。だから檢察官が軽い
／＼意味じゃないのです。檢察官は私
は非常に重大だと思つております。或
程度の俸給を増されていいし、私は
案それ自身の本質に彼これ意味を持
つておるのじやない。ただ説明が甚だ
法的でないというのを法務總裁に
對して申上げる。準司法官的地位とい
うのは法律の何によつてそういうこと
をおしやるのですか。どこかにそ
ういふ字がありますか。法律の中に
それを伺いたい。

○國務大臣(鈴木義男) 準司法官的
な地位ということは我が國の法律にそ
ういふ規定をしたものは無論ないので
ありまして、すべて法律上の問題は法
律上の根拠に基いてだけ説明せよと言
われまゝと、非常に問題がむずかし
くなるのであります。例へばアメリ
カなどでは檢察官の性格について汎山
の判例があります。あちらの最高裁判
所の判決であります。ここに五つ程
採擷して持つておるのであります。地

方檢察官は準司法官である。クアジ・ジュ
ディシアル・オフィサーである。檢察
官は準司法官である。確實に有罪なものと
有罪の疑わしいものとを区別して健
全な裁定を行うことを職務とする準司
法官であるなどと言つて、すべてそ
ういふ定義を下しておるような次第であ
りまして、檢察官は準司法官である。
廣い意味の司法官である。そういうこ
とは法律常識の上からも言うことがで
きようかと思ふのであります。何法に
どう書いてあるかと言われるとちよつ
と困るのであります。どうかさうに
御承知をお願いしたいと思います。

○松村眞一郎 私は敢て議論を
いたしません。若しそういう説明で仰
せられるならば、それは刑事だけの関
係でありましよう。今お話しになりま
したことも明瞭であつて、有罪の關係
でいふのでありますから、裁判官は刑
事だけじやない。そういう点で私は準
司法官といふのは、刑事に關する範圍
において、という言葉をあれはいい
かも知れませんが、ところがこれは刑
事に關する檢察官の俸給を定めておるの
ではない。刑事に關する方における檢
察官の俸給を定めておるのではないの
であります。司法官全部を言つてお
るのでありますから、ただ一部をい
うなら準司法官であります。これは
意見の相違でありますから、ただそれ
だけを申上げて置きます。

○國務大臣(鈴木義男) 國務大臣の
例によるといふのは、確かに不用意で
あります。余り適当な言葉と思つて
おりません。一つ國會の方でも、私
の方でも意見を後において提出いたし
ますから、その点を一つ適當に御修正
すつてよろしくございます。笑は基

本法の方がまだできないときに立案し
たために、こういうことになつたので
あります。
○委員長(伊藤修君) 増員に対する分
は……
○國務大臣(鈴木義男) これは無論
多々あります。弁ずでありますから、是
非定員の増員をお願いしたいと思
つておりますが、只今御指摘に相成り
ますように、非常に欠員があるのに定
員の増加とは何ぞと、こゝ言われると
誠に恐縮いたしますが、先ず定員を充
實させまして、近い將來に優遇して頂
きますれば、恐らく充實すると信じま
す。然る上に一つ定員の増加も是非お
願ひしたいと思ひます。その際は
御協議下さるようお願いして置きま
す。

○松村眞一郎 それでありまして、
私は第十三條の問題につきまして、当
分の間という言葉を總裁からはつきり
と言つておいて頂きたいと思ひます。
これは定員に關係があるのだといふこ
とを……。さうしませんが従來の用例
によりまして、当分の間といふのは、
いつまでも続いておる。そういう意味
でこれは定員に關係のある意味から、
定員についての問題がこゝに法案とし
て現れる場合は、この法案が若し存し
た場合は、私はこれは必要でないとい
う議論でありますけれども、若し存し
た場合は、この際この法案に併せて
考慮すべきものであるといふことを言
明して頂きたいと思ひます。

○國務大臣(鈴木義男) その点は
言葉の通りであると存じております。
さういふ趣旨で、眞に當分の間にいた
したいと考へるのであります。
○小川友三君 ちよつと簡単に、関連

して……。裁判官と檢察官の欠員問題
であります。この欠員しておる理由
の最も大きな点は、官舎がないとい
う点であると私は信じています。就職しても
轉動を命ぜられる、そこで官舎がない
官舎がないのに、木に止まつておる
／＼あるまいし、ならぬ。であります
から官舎を政府が作つてやる。政府
に予算がないなら、國民大衆の淨財を
集めて作つてやるという立場で行け
ばいい。眞剣に作らうという熱心が政府
當局にありません。官舎は必ずでき
るでございまして、全部作つて二千
か三千の官舎でありますから、この点
につきまして、官舎を作つて、さうし
て家を與へて採用して行くという点に
なりまして、欠員はなくなる私は
信じておりました。裁判もスピードで
行くと思ひます。かゝる点から官舎
問題につきまして、大臣の御關心並び
に御協議を更に深めて頂きたいと思
つた次第であります。

○國務大臣(鈴木義男) その点はお
言葉の通りであります。実は裁判官
檢察官の異動を行いますのに、殆ん
ど官舎問題……住宅が障礙となりま
して、さういふ異動を行うことができ
ない。さういふ実情であります。であり
ますから數においても、非常に多いわけ
ではあります。建設院等にも交
渉いたしまして、是非裁判官並びに檢
察官には一個ずつの官舎を與へるよう
にして貰ひたい。さうしてそのことを
この法律にも、官舎を必ず給すると、
さういふふうにして書いてあつたので
あります。併しどうも閣議におき
まして、材料その他の關係で、建設院
が責任を以てそれだけの數を必ず建
てやるというところは、ちよつとどう

保証ができぬから、それができな
時
で、それは一つ撤回して欲しい。こ
ういふことになりまして、実は撤回
したような次第でございまして、併し
法律には書いてありません。事實上
要求いたしまして、例へば千に對し
て百でも二百でも官舎を一つ造つて
貰ひたい、さうしてできるに従つて、
やがては必ず官舎といふものが、給與
の部分として附く。さういふふう
にしたいという希望であります。そ
ういふことを明らかにいたして置
きます。
○委員長(伊藤修君) 他に御質疑
ありませんか。では本日はこの程度
において質疑を打ち切ります。明日は
本會議がなされます。午後十一時、本
會議を開会いたします。と思ひま
す。本日はこれを以て散会いたします。
午後三時四十七分散會
出席者は左の通り。

- | | |
|------|---------|
| 理事 | 伊藤 修君 |
| 委員 | 鈴木 安幸君 |
| | 岡部 常君 |
| 委員 | 大野 幸一君 |
| | 齋 武雄君 |
| | 大野 秀次郎君 |
| | 鬼丸 義雄君 |
| | 前之園喜一郎君 |
| | 宇都宮 登君 |
| | 松村眞一郎君 |
| | 宮城タマヨ君 |
| | 星野 芳樹君 |
| | 小川 友三君 |
| | 西田 天香君 |
| 國務大臣 | 鈴木 義男君 |

政府委員

法務政務次官 松永 義雄君

法務廳事務官（法務廳調査

意見第一局長）岡咲 恕一君

説明員

最高裁判所事務官（人事課

長）石田 和外君

昭和二十三年七月二十三日印刷

昭和二十三年七月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷局